



平成28年3月18日
港湾局技術企画課技術監理室

コンテナクレーンの風による逸走防止対策を推進

～「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程」を一部改訂～

コンテナクレーンの風による逸走防止対策を推進するため、逸走防止のための運用規程を作成する際の基本的な考え方をとりまとめた「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程」（国土交通省港湾局、平成24年8月）を一部改訂しました。

コンテナクレーンの風による逸走事故は、コンテナクレーンの損傷にとどまらず、港湾労働者に危険を及ぼし、停泊中の船舶や岸壁等の港湾施設にも損傷を生じる危険性があります。また、コンテナクレーンの復旧までは数ヶ月以上を要する場合もあり、港湾を利用する地域経済への影響も大きいものと考えられます。

国土交通省港湾局では、平成22年9月に「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」及び関連告示の一部改正を行い、平成24年8月に「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程」（以下、「本モデル運用規程」という。）を策定するなど、コンテナクレーンの風による逸走防止対策を進めて参りました。

このたび、本モデル運用規程の活用例や逸走防止のための技術開発等のフォローアップをふまえ、外部有識者から構成される「コンテナクレーンの逸走防止・維持管理検討会」で検討を進め、本モデル運用規程の一部改訂を行いましたので、お知らせいたします。

今回の一部改訂により、コンテナクレーンの設置者等が作成する運用規程の内容がより一層充実したものとなり、コンテナクレーンの風による逸走防止対策がより一層推進するものと期待されます。

主要な改訂事項

- 逸走防止を図るための手順の明確化が重要であることから、風速に応じた逸走防止措置を明確化したフロー図の作成を標準とし、運用規程の参考様式に記載。
- 風況急変時でも逸走事故を発生させないため、逸走時にも動摩擦力を発揮する逸走防止装置や風観測・風予測情報の活用等、関連技術情報の記載を拡充。

添付資料

- 「コンテナクレーンの逸走防止・維持管理検討会」委員名簿
- 「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程（一部改訂）」概要

※ 「コンテナクレーンの逸走防止のためのモデル運用規程（一部改訂）」は、国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000018.html)より入手可能。

問合せ先：

国土交通省港湾局技術企画課技術監理室 辰巳、加藤

TEL：03-5253-8111（内線46-633/46-635） 03-5253-8681（直通）

FAX：03-5253-1652